

ID: 231

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	長門市都市公園条例 第18条から第21条まで		
例規番号	平成17年条例第148号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条第1項又は第3項(第16条において、これらの規定を準用する場合も含む。)の規定に違反して同条第1項に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第6条(第16条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第13条第1項又は第2項(第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>第19条 第11条の使用料の納付について違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>第20条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料に処する。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日